

役員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人 JAPAN of ASIA（以下「当法人」という。）定款第25条の規程に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の定例報酬月額、別表第1の金額の範囲内で総会の決議により決めるものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は、毎月20日(支給日が休日にあたる時は、順次前日に繰り上げる。)に、年俸の12分の1を支給する。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。
- 3 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を直接本人に支払う。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間中は当初就任日より起算して8年を上限とする。

(費用)

第7条 当法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は6箇月定期券の額を月割とし、支払方法は第5条第1項及び第2項に規定する支給方法による。
- 3 通勤手当の月額、実費額とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。
- 5 非常勤役員については、理事会出席の都度、交通費の実費額を支給する。

(日割計算)

第8条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

別表第1

役職等	報酬等の上限額
常勤役員	年間総額1,500万円までの範囲内